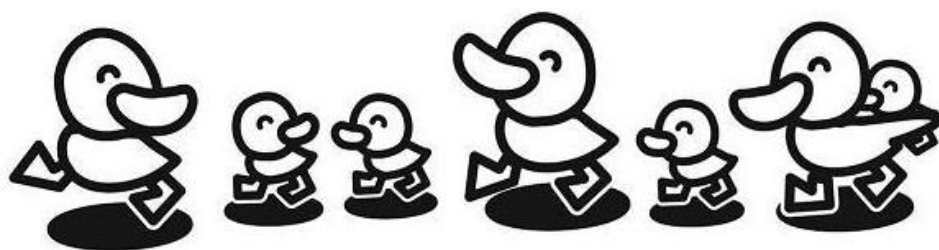


世田谷区乳幼児ふれあい 体験事業補助金 助成団体募集要項

【申請期間】 令和7年3月3日(月)～3月21日(金)



世田谷区子ども・若者部子ども家庭課

1 趣旨 ～区内の学校へ赤ちゃんを連れて行く活動への助成です～

赤ちゃんを学校へ連れて行く活動を区内で充実していくため、区では「乳幼児ふれあい体験支援事業」を実施し、活動をされる団体への助成等を行っております。

平成30年度に区が実施した「子どもの生活実態調査（郵送・アンケート調査）」から、赤ちゃんのお世話を身近に体験したことがない子どもが多く、だっこすらしたことのない子どもが約4割となり、赤ちゃんに触れる機会が少なくなっているという結果が見えました。また、赤ちゃんそのものが身近な存在ではなくなっていることが、子育てしにくい社会の要因の一つとなり、養育困難や虐待の原因にもなりうると考えられます。

このような状況があるので、区内の学校の児童・生徒に赤ちゃんを身近に感じてもらう機会を増やしていくため、赤ちゃんを学校へ連れて行く活動をされる団体への助成等を実施します。

（目的）

学校の児童又は生徒が乳幼児の存在を実感し、理解する機会をつくることを目的として実施する乳幼児及びその保護者と児童等とのふれあい体験活動を促進し、子どもを生み育てることの意義及び家庭の大切さを児童等が理解する機会を確保するため、世田谷区内で乳幼児ふれあい体験を実施している団体に対し、交付する。

（世田谷区乳幼児ふれあい体験事業補助金交付要綱第2条）

2 助成対象について

（1）助成対象団体

下記の（1）～（7）のすべての要件を満たす団体が助成を受けることができます。

（1）構成員が2名以上であり、区内に事務所又は活動拠点を有していること

（2）区が実施する研修等に参加すること

（3）区が実施するアンケートの配付に協力すること

（※事業を評価し、改善等の検討を行なう基礎資料として、区がアンケート3種（①児童・生徒向け／②学校（教員）向け／③乳幼児保護者向け）を実施します。）

（4）ふれあい体験活動を実施できる能力があること

（5）個人情報 を適正に管理できること

（6）政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としないこと

（7）暴力団と一切関わっていないこと

※助成の申請に先立ち、要件を満たした団体を区が承認します。（p10）

※（2）（3）（5）に関する詳細は、P4、5をご覧ください。

（2）助成対象期間

令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火） に実施する事業

※助成対象となる事業の内容については、次ページ以降をご覧ください。

3 助成対象事業の内容について

(1) 助成対象となる事業

学校の児童・生徒が、赤ちゃんをだっこする等でふれあい、赤ちゃんとその保護者と交流する活動です。具体的には、下記の(1)～(7)のすべての要件を満たすことが必要です。1つでも要件を欠く場合、助成の対象とはなりません。

(1) 学校と協働して実施すること

(※区内にある小学校、中学校、高校であれば、公立、国立、私立を問いません。)

(2) 学校の児童・生徒が赤ちゃんをだっこする等でふれあうこと

(※この活動における「赤ちゃん」とは、概ね1歳6か月までの乳幼児とします。)

(3) 学校の児童・生徒が赤ちゃんの保護者とも交流すること

(4) コーディネーター (区の研修を受講した者) を 2人以上 配置すること

(5) 参加者やボランティアに対する傷害保険等に加入すること

(6) 原則として無償で実施すること

(※学校から費用を負担する旨の申出があった場合は区へご相談ください。)

(7) 以下のことに留意して実施すること

- ・学校と十分に調整し、円滑な実施に努めること
- ・赤ちゃんや保護者、学校の児童・生徒の体調や安全に十分配慮すること
- ・学校の児童・生徒が、赤ちゃんの育児や家庭生活等に関する学びができるよう、内容を工夫すること
- ・地域の他の団体やボランティアと連携し、運営に当たること

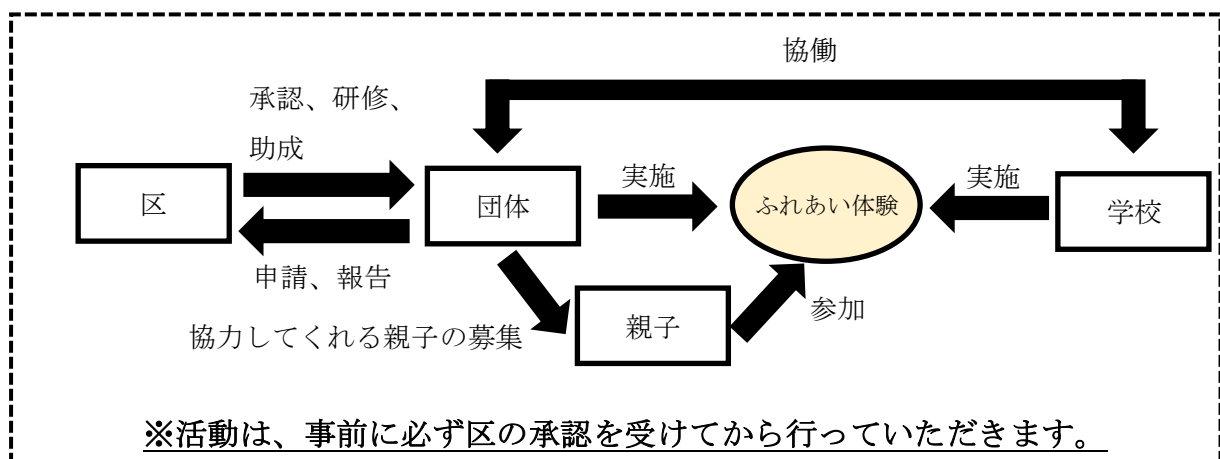
※(4)(5)(7)に関する詳細は、P 4、5をご覧ください。

(乳幼児ふれあい体験の定義)

学校の児童等が、乳幼児を抱く等でふれあいを行い、乳幼児及びその保護者と交流することを通じて、乳幼児の育児、家庭生活等に関する知識及び経験を得る体験に係る活動

(世田谷区乳幼児ふれあい体験事業補助金交付要綱第3条)

(2) 活動実施イメージ



(3) 活動実施例

1 コマについて 1 クラスずつ、学校の多目的室や格技室等で実施

《当日の流れ》

- ①コーディネーターや外部の講師から、赤ちゃんとのふれあいに際しての注意事項を説明する。
- ②生徒は 5 ～ 6 名ずつのグループに分かれ、スタッフの指導のもと、赤ちゃんの人形を使ってだっこの練習をする。
- ③各グループに 1 ～ 2 組の乳幼児親子が入り、だっこ等のふれあいを行う。
また、生徒から妊娠・出産や子育てについて保護者へ質問等を行い、交流する。
- ④コーディネーターや外部の講師からまとめと振り返りを行う。

《運営等》

子育て支援団体のスタッフ（3 ～ 4 名程度）と地域の方々（主任児童委員、青少年地区委員、学校支援コーディネーター等）や P T A 保護者（計 6 ～ 8 名程度）が運営を補助し、親子は 5 ～ 1 0 組程度参加する。

※上記はあくまでも例ですので、学校と十分に相談のうえ、内容を検討してください。

（コラム ～参加者の感想～）

学校の児童・生徒は、赤ちゃんとうふれあう機会をととても楽しみにしています。

令和 6 年度には、区立中学校 22 校、私立高校 1 校、国立高校 1 校で赤ちゃんとうふれあう授業を実施しました。

過去に行われたふれあい体験の際には、参加した生徒から「初めて赤ちゃんとうふれ合ってみて、なんだか温かい気持ちになった。」「周りの環境や手助けしてくれる方がいるからこそ子育てができていると知り、自分もそうだったのかと思うとすごく感謝の気持ちになった。」といった感想がありました。

また、参加した赤ちゃんの保護者からも「生徒の将来の役に立ててよかった。」「自分自身にとってもよい機会になった。」「地域の生徒、先生との関わりをもてて嬉しかった。」といった感想があり、保護者にとっても貴重な活動の場になっています。

4 助成対象事業の要件の詳細・注意事項等

(1) 区が実施する研修等への参加

承認を受けた団体の方には、区が主催する研修（実施に当たっての詳しい流れや体制、配慮事項等について）を受講していただきます。

令和7年度は5月中に実施予定（※詳細は、対象となる団体へお知らせいたします。）

ふれあい体験当日は、上記研修を受講した方（本事業の「コーディネーター」と呼びます）を2名以上配置してください。（①学校との調整や会場準備等をメインに担う方 ②乳幼児親子やボランティアの対応をメインに担う方 といった役割分担を想定し、2名以上としています。）なお、運営補助のスタッフ等については、研修を受講していなくても問題ありません。

また、各団体で実施した事業を振り返り、情報交換やスキルアップを図るため、実施団体（各団体1～2名程度）及び区による情報交換会へ参加していただきます。（令和8年2月頃に開催予定）

(2) 区が実施するアンケートへの協力

区が事業を評価し、改善等の検討を行なうための基礎資料として、アンケート3種を実施いたします。

①児童・生徒向けアンケート（児童・生徒1人につき1枚）

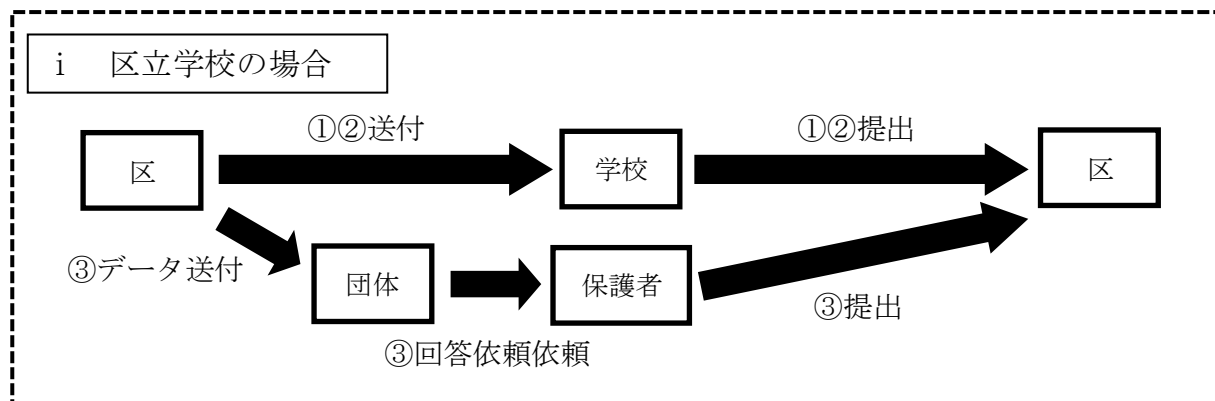
②学校（教員）向けアンケート（学校で1枚）

③乳幼児保護者向けアンケート（保護者1人（1組）につき1枚）

《アンケート実施の流れ》

③のみ、二次元コードが記載された保護者アンケート依頼文を各団体より保護者に直接配付し、回答を依頼してください。なお、①と②については、区よりアンケート依頼文を学校へ送付いたしますので、団体での配付は不要です。

《アンケート実施のイメージ》



（３）保険への加入

参加者（乳幼児親子や地域のボランティア等）が事業実施中にケガをしてしまった場合や他人に損害（物損等を含む）を与えてしまった場合に備えて、傷害保険や損害賠償責任保険等に**必ず加入**してください。

なお、区立学校の児童・生徒のケガ等については、自治体が加入している保険で対応できることを確認しておりますが、私立・国立等の学校については、団体からご確認ください。

（４）個人情報の適正な管理

保護者の氏名・連絡先、赤ちゃんの名前や月齢等の個人情報を各団体が収集することを想定しています。個人情報は、適正に管理してください。

【例えば・・・】

- ・個人情報の記載された書類は、施錠できるところへ保管する。
- ・ＰＣやファイルにパスワードを設定する。
- ・他の事業で収集した個人情報と分けて管理する。
- ・乳幼児の保護者に対し、団体が実施している他の事業で知りえた個人情報と区別して接する。

（５）活動の実施に際しての注意事項

学校とも十分に調整しながら、安全への配慮や内容の工夫等に努めてください。

①乳幼児親子や児童・生徒の体調及び安全に十分配慮すること。

⇒１日の実施コマ数を２コマにする等で乳幼児親子の拘束時間に配慮する、
乳幼児親子の待合スペースを確保する、
児童・生徒、赤ちゃん及び保護者ともに体調の悪い場合は、参加を見合わせてもらう、
マスクを着用する等で感染症予防対策を行う 等

②児童・生徒が、育児や家庭生活等に関する知識等を得られるよう、内容を工夫すること。

⇒赤ちゃん人形を使ってだっこの練習をする、
コーディネーターやスタッフが乳幼児親子と児童・生徒の輪に入り、互いの会話を促進する 等

③地域の団体やボランティアと連携し、運営に当たること。

⇒地域で活動している他の団体にも乳幼児親子の募集に協力してもらう、
会場設営や誘導等に学校や地域の関係者の方（ボランティア）に協力してもらう 等

5 助成対象経費・助成金の金額について

(1) 助成対象経費

助成対象経費は、事業を実施するために直接必要な経費です。ただし、団体の事務所等の賃借料、光熱水費その他の経常的運営経費を除きます。(世田谷区乳幼児ふれあい体験事業補助金交付要綱第8条別表)

「助成対象経費」と「認められない経費」の具体例については、以下の表を参考にしてください。なお、助成金の請求に当たっては、対象経費の領収書（レシート可）や積算根拠資料を必ず提出していただきます。

《助成対象経費 例示》

	助成対象経費 【費目】	内容（例示）	助成金からの支出が認められない経費（例示）
1	人件費	・ 補助事業に従事した団体の役職員の人件費（学校との打合せや物品運搬の時間を含む）	・ 団体の役職員の経常報酬 ・ 補助事業と関わりのない役職員への報酬
2	報償費（※1）	・ 講師謝礼 ・ 協力団体への謝礼	・ 団体の役職員に対する謝礼（※人件費で計上）
3	消耗品費	・ タオルやガーゼ等 ・ 控室用の飲み物（お茶やお水程度）	・ 食事、菓子等参加者に提供する食費 ・ 参加記念品など単に参加者に提供するだけの物品の取得経費
4	物品費	・ 赤ちゃん人形購入費 ・ 控室用マット購入費	・ 1件あたり10万円を超える物品の取得経費 ・ 1件あたり10万円以下であっても、団体の別事業や経常的運営等で使用できる物品の取得経費（通信機器や電子機器等）
5	印刷製本費	・ チラシ印刷費	
6	使用料	・ 会場使用料	・ 事務所家賃等の経常経費
7	保険料	・ ボランティア等に対する行事保険の保険料	
8	運搬料	・ 宅配便の手数料 ・ 自動車で運搬した場合の燃料費	・ 出発地から目的地までの経路について、合理性が認められない場合の燃料費
9	交通費	・ 学校との打合せの際の交通費 ・ 駐車場代	・ 出発地から目的地までの経路について、合理性が認められない場合の交通費
10	その他		・ 団体の活動を紹介するHPの維持管理経費 ・ 事務所の光熱水費等の経常経費

(※1) 報償費に助成金を充当できる金額の目安は、以下のとおりです。

区 分	該当者の目安(※1)	例 示 (参考)	充当金額の目安(※2)
一般的な講師謝礼	有資格者、一定の専門性をもつ区民 等	専門資格所有者、民間機関による認定講師、専門領域の経験者 等	1 時間 3,000～6,000 円
専門的な講師謝礼	専門的な知識や技能を活用して、その分野で一定の業務を行いつつ収入を得ている方 等 (※3)	助産師、保育園長 等	1 時間 10,000 円
学識経験者等の講師謝礼	主に大学等の高等教育機関や専門機関でより高度かつ専門的な業務に携わっている方 等	大学教授、医師、民間専門研究者(大学教授に準ずる方) 等	1 時間 13,000 円
運営を補助した地域のボランティア等に対する謝礼			1 時間 1,000 円
講師等への交通費 (※謝礼額と交通費を含めた額を報償費とすることは可能)			実費相当額

- ※1…講師の該当区分については、有する資格や業務歴、活動実績等を総合的に踏まえた上での目安となります。
- ※2…謝礼の金額は、事業実施の目的や団体の活動継続のために、事業全体の経費とのバランス、講師により提供される業務内容等を踏まえ、設定してください。
- ※3…「一定の業務を行う」とは、専業か兼業かに関わらず、当該分野で週1回程度以上の就業があり、経験や活動実績が認められる状況にあることを目安とします。

(2) 助成金の金額

助成金の項目は、3種類あり、上限額と対象経費が異なります。

①運営費

項目	運営費 (基礎)	運営費 (実施)	運営費 (加算)
金額 (上限)	3 万円	2 万円	6 千円
単位	<u>1 校</u> 実施ごと	<u>1 コマ</u> 実施ごと	同一校で複数日にわたって実施する場合、 <u>2 日目以降</u> について、1 日ごと
対象経費	人件費、協力団体への謝礼、消耗品費、保険料、運搬料等 (事業の企画・調整に係る費用や当日の運営に係る費用)		

<モデル例①> 1つの学校で 2 コマを 1 日間で実施する場合の上限金額
 (基礎) 3 万円 + (実施) 2 万円×2 コマ + (加算) なし = 7 万円

<モデル例②> 1つの学校で 3 コマを 2 日間にわたって実施する場合の上限金額
 (基礎) 3 万円 + (実施) 2 万円×3 コマ + (加算) 6 千円 = 9 万 6 千円

②準備費

金額（上限）	20万円
対象経費	複数年にわたって使用する予定の物品の購入（例：赤ちゃん人形、控室用マット）
条件	・複数年実施する予定の場合も、1つの団体について<u>1回のみ</u> ・本事業の助成金を<u>初めて受ける年度のみ</u>

③他団体支援費

金額（上限）	3万円
単位	<u>対象1団体ごと</u>
趣旨	経験のある団体のノウハウを初めて事業を実施する団体へ継承しやすくするため
対象経費	<u>経験のある団体</u> が、初めて事業を実施する団体へ助言等を行う際に必要となる人件費、消耗品費、交通費等
条件	・初めて助成金の申請をした団体への助言等のみに限る ・複数団体から同一団体への助言等はできない ・相互に「助言等を受ける団体」としての申請はできない <u>※助言等を行う側の団体（＝経験のある団体）が申請すること</u>

（３）助成金の支払時期

事業実施後、1か月以内に区へ事業実績報告書類を提出していただき、交付額が確定した後、助成金の交付請求をしていただきます。（※事業実施後の支払いです。）

（４）助成金の申請に関する注意事項

団体が実施している他の事業に対して助成金を受けている場合、当該助成金と本助成金とを同一経費に対して重複して申請することはできませんので、ご注意ください。経費の計算においては、他の助成金と重複のないようにご注意ください。

（例：おでかけひろばスタッフが本事業に関わっている場合は、学校との打合せや事業実施当日の人件費について、本助成金で計上する。）

また、本事業に関して他の自治体や団体（公益財団法人等）から助成金等を受けている場合は、その額を除いて申請してください。

6 申請手続きについて

(1) 申請・審査の流れ(予定)

区から承認を受けた団体が、学校と調整のうえ、具体的な内容を踏まえて、助成金を申請していただきます。なお、記載してある内容は予定であり、一部が変更となる場合もあります。

※太字は団体が行うことを示しています。

- ①団体から学校へ実施に向けた働きかけ(※)
- ②新規の実施希望団体は、事業実施団体として承認の申請を区へ提出(次ページ(5)参照)
- ③上記②で提出された内容を区が確認し、実施団体として承認
- ④事業実施予定の学校と調整、区による研修の受講、事業実施に向けた準備等
- ⑤事業実施計画書等を提出し、助成金の交付申請
- ⑥上記⑤で提出された内容を区が確認し、助成金の交付決定
- ⑦事業実施
- ⑧区へ事業実績報告書類を提出
- ⑨上記⑧で提出された書類を区が確認し、助成金の交付額の確定を通知
- ⑩助成金を請求
- ⑪上記⑩で提出された内容を区が確認し、助成金の支払い

※区がマッチングを行う区立中学校以外については、団体から学校(主に私立や国立)に実施に向けた働きかけをしていただきます。(原則として区からの紹介はありません。)

(2) 事業実施団体としての承認申請期間

令和7年3月21日(金) 17時まで【必着】

※あらかじめ下記担当部署へ必ずご相談のうえ、次ページ(5)に記載の書類を提出してください。

※令和7年度の助成の実施は、区議会で予算が可決されることを前提とします。

(3) 提出先

〒154-8504 世田谷区世田谷 4-21-33 世田谷区役所西棟3階

子ども・若者部子ども家庭課 子ども・子育て支援担当

電 話:03-5432-2569 / FAX:03-5432-3081

(4) 提出方法

①オンライン手続きによる申請

以下 LoGo フォームよりご提出ください。

URL : <https://logoform.jp/f/LJ3hW>



②郵送または持参

子ども家庭課までご提出ください。

(5) 事業実施団体としての承認申請に必要な書類

所定の団体承認申請書に次の書類(原則A4サイズ)を添付し、提出してください。なお、提出していただいた申請書等の書類は、原則として返却いたしません。必ず申請書等書類一式のコピーを保管しておいてください。

①補助事業に関する団体調書(※所定の様式あり)

②団体の会則、規約等(※任意様式)

③団体の構成員名簿(※任意様式)

④団体の概要や事業内容等が分かる資料(※任意様式。団体のパンフレット等)

7 助成金交付・実績報告等

(1) 助成金交付申請

承認を受けた団体には、助成金交付申請手続き及び請求手続きを行っていただいたうえで、助成金を交付します。承認を受けた団体には、別途ご案内いたします。

(2) 助成金の使途等

- ①助成金は、申請した経費以外の使用を原則認めていません。事業内容・経費の変更には区の承認が必要です。ただし、事業内容の大幅な変更は認められません。
- ②区の承認を得ないで、内容変更した事業を実施した場合、助成金の支払停止、あるいは、助成金一部または全額を返還していただく場合があります。
- ③予定していた学校で事業を実施しなくなった、あるいは、予定していなかった学校で実施したい等の場合は、速やかに区へご相談ください。

(3) 領収書の保管

事業に係る必要経費の領収書(レシート可)を、必ず全て保管しておいてください。

(4) 事業の実施状況等の確認

事業の実施状況等を確認するため、電話による聞き取りや事業の見学等を行う場合がありますので、ご協力ください。

(5) 事業終了後の手続き

所定の事業実績報告書類を収支報告書類と合わせて提出していただきます。承認を受けた団体には、別途ご案内いたします。

(6) スケジュール(予定)

令和7年3月21日(金)	実施団体としての承認申請受付締切
4月中	承認申請のあった団体を区で審査し、審査結果を文書で団体へ通知
5月中	承認団体向け研修会(※新規団体は <u>参加必須</u>) 団体と学校で調整開始 ⇒助成金交付申請書提出(※ <u>必ず事業実施前に提出</u>) ⇒事業実施
事業終了後 令和8年2月頃	事業実績報告を提出し交付額が確定した後、助成金を請求 情報交換会(実施した全団体及び区が参加)